

○電気事業法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案 新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>第六条 削除</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条(附則第二十六条第一項に係る部分に限る。)、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十条及及び第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条、第七十五条(第五項を除く。)、及び第九十八条の規定 公布の日</p> <p>二(四) (略)</p> <p>五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)、及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条</p>	<p>第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条(附則第二十六条第一項に係る部分に限る。)、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十条及及び第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定 公布の日</p> <p>二(四) (略)</p> <p>五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)、及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条</p>

から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三条及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第七十五条第五項の規定、附則第七十七条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十

から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三条及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第七十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）

条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 六 (略)
- 七 削除
- 八 (略)

第四十七条及び第四十八条 削除

並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 六 (略)
- 七 第六条の規定 平成三十四年四月一日
- 八 (略)

(ガス事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置)

第四十七条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間において、兼業者（ガス小売事業（第六条の規定による改正前のガス事業法（以下この条において「旧ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）、一般ガス導管事業（旧ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）及びガス製造事業（旧ガス事業法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）のいずれも営む者をいう。次条において同じ。）たる法人について分割があつた場合であつて、当該分割により一般ガス導管事業を承継した法人又は当該分割をした法人であつて当該分割の後も引き続き一般ガス導管事業を営むものが、当該分割の後にガス小売事業及びガス製造事業（ガス小売事業の用に供するため

のガスを製造するものに限る。)のいずれも営まない場合において、当該分割によりガス小売事業、一般ガス導管事業又はガス製造事業の全部又は一部を承継した法人(以下この条及び次条において「承継法人」という。)からその事実を証する情報(以下この条において「分割証明情報」という。)の提供を求められたときは、経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、当該承継法人に分割証明情報を提供するものとする。

2| 前項の規定により分割証明情報を提供された承継法人が、申請情報と併せて当該分割証明情報を登記所に提供する場合には、不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、当該承継法人が当該分割証明情報に係る分割により表題部所有者から所有権を取得した不動産(区分建物を除く。)について所有権の保存の登記を申請することができる。

3| 前二項の規定は、特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。次条において同じ。)及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも営む法人の分割に準用する。この場合において、第一項中「一般ガス導管事業を承継した」とあるのは、「特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下この項において同じ。)を承継した」と読み替えるものとする。

(ガス事業に係る兼業者たる法人の分割に関する登録免許税の非

課税)

第四十八条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人（特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも営むものを含み、その一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について分割があつた場合において、承継法人（前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。）が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録については、財務省令・経済産業省令で定めるところにより当該承継後三年以内に登記又は登録を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第七十五条 （新設）

第七十五条 政府は、ガスの安定供給の確保、ガスの小売に係る料金の最大限の抑制並びにガスの使用者の選択の機会の拡大及びガス事業における事業機会の拡大を実現するため、平成三十二年から平成三十四年までの間を目途に、ガス導管事業（自らが維持し、及び運用する導管により他の者から受け入れたガスの量の変動に
応じて、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該導管によりガスの供給を行う事業をいう。以下この

条において同じ。)に係る業務の運営における中立性(ガス導管事
業について、特定のガス事業者に対し、不当に優先的な取扱いを
し、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しく
は不利益を与えることがないことをいう。第四項第一号において
同じ。)の一層の確保を図るための措置を講ずるものとし、このた
めに必要な法律案を平成二十八年に開会される国会の常会に提出
するものとする。

2| 前項の措置は、法的分離(同一の者が、ガス導管事業及びガス

の小売業のいずれも営み、又はガス導管事業及びガスの製造業の
いずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この条において同
じ。)によって実施することを前提とするものとする。この場合に
おいて、法的分離の対象となるガス導管事業を営む者の範囲等に
ついては、諸外国の動向を踏まえるものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、政府は、法的分離の実施に向けた検

討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、
必要な見直しを行うものとする。

4| 政府は、第一項の措置を法的分離によって実施する場合には、

次に掲げる措置を講ずるものとする。

一| ガス導管事業を営む者の役員の兼職に関する規制その他のガ
ス導管事業の運営における中立性の一層の確保を図るために法
的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二| ガス導管事業を営む者及びガスの製造業を営む者が相互に連携してガスの安定供給を確保するために必要な措置

三| ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な措置

5| 政府は、第五条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(削る)

政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。